

大阪府産業廃棄物収集運搬業許可申請等に係る手数料納付方法の変更について

現在、標記の許可申請等に係る手数料については、大阪府証紙を申請書等に貼付することにより納付いただいておりますが、平成30年10月1日付けで大阪府証紙徴収条例が廃止されることに伴い、次のとおり手数料の納付方法を変更いたします。

なお、経過措置といたしまして、10月1日以降につきましても平成31年3月31日まで、大阪府証紙での納付を継続して受け付けいたしますので、申し添えます。(大阪府証紙の不足額を現金など他の方法により納付する方法は、受け付けておりません。)

▼手数料納付の流れ

1. 産業廃棄物指導課窓口において、申請書類の形式審査
2. 形式審査終了の後、申請書（第1面）等の裏面に手数料納付用バーコードを貼付
3. 申請書（第1面）等を手数料納付窓口（※）へ持参いただき手数料納付

令和2年12月22日（火）より、現金の他にキャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済）によるお支払方法がご選びいただけます。

詳しくは以下のホームページをご覧ください。

<大阪府庁（本庁）の手数料納付窓口について>

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaikei/madoguchi/index.html>

4. 申請書（第1面）等の裏面に納付済の印字をご確認の上、産業廃棄物指導課窓口へ
5. 産業廃棄物指導課窓口において、納付状況を確認し申請書類受付

※ 手数料納付窓口（大阪府咲洲庁舎1階）の取扱時間は **9:15～17:30** となりますが、形式審査には一定時間を要します。**産業廃棄物指導課窓口に 16:00 までにお越しただけない場合には、当日受付できない場合もあります**ので、予めご了承ください。

▼手数料納付用バーコード貼付イメージ

申請書（第1面）等の裏面

